

## 海外手配旅行条件書

観光庁長官登録旅行業第67号

株式会社 **トラベル日本**

一般社団法人日本旅行業協会 保証社員

◎お申込の際は、この旅行条件書を必ずご一読いただきますようお願い申し上げます。

◎この書面は旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

### 1. 手配旅行契約

(1)この書面で、「手配旅行契約」(以下「旅行契約」といいます。)とは、株式会社トラベル日本(以下「当社」といいます。)がお客様の委託により、お客様のために代理、媒介又は取次ぎをすることなどによりお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」とい

います。)の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

(2)この旅行は、当社が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と手配旅行契約を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、この書面による他、別途お渡しするクーポン類、申込書、

旅行日程表及び当社旅行業約款手配旅行の部(以下「約款」といいます。)によります。なお、契約書面は、情報通信の技術を利用する方法で提供するそのファイルを含みます。

(3)当社は、旅行契約の履行に当たり、手配の全部又は一部を他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者(以下「手配代行者」といいます。)に代行させることがあります。

(4)当社は業務上の都合があるときは、旅行契約の締結に応じないことがあります。

また、当社は、お客様が次の①から③までの何れかに該当した場合は、旅行契約の締結に応じないことがあります。

①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。

②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

### 2. 手配料金

(1)当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます。)のほか、以下の旅行業務取扱料金を申し受けます。

〈手配料金〉

お申込み内容	料金(消費税を含む)
運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	旅行費用総額の20%
運送機関・宿泊機関等を単一手配する場合	1件につき10%

(2)お客様が手配を依頼した運送・宿泊機関等が満員等の理由で手配不可能となった場合でも、当

社は

お客様より当社所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

### 3. 契約の申込み、契約の成立

(1)旅行契約のお申込みは、申込書に所定の事項を記入し、申込金を添えてお申込みいただきます。

旅

行契約は、店頭で申込書と申込金を提出された場合及び電話、郵便、ファクシミリ、Eメール等の通信手段

で申込み、別途、申込金を振込まれる場合は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立

するものとします。

(2)宿泊施設等の手配施設に、直接旅行代金をお支払いいただく場合は、申込金をお支払いいただくことなし

に、当社からの回答を持って契約の締結となります。

(3)申込金は、旅行代金、取消料その他のお客様が当社に支払うべき金銭の一部として取扱います。

### 4. 旅行代金とその支払時期

(1)旅行代金は旅行出発日までに全額お支払ください。これによらない場合のお支払期日及び方法は、契約書面に具体的に明示いたします。

(2)旅行開始前に運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。

(3)当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金とが合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

### 5. 契約の変更

(1)お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この

場合当社は旅行代金を変更することがあります。

(2)お客様から契約内容の変更の申し出があったときは、変更のため運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料をご負担いただくほか、以下の変更手続料金を申し受けます。

〈変更手続料金〉

お申込み内容		料金(消費税別)
運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合 5%	10人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の 変更前旅行代金の1
	個人(上記以外の場合)	1件につき10%
運送機関の予約・手配の変更		1件につき1,000円
宿泊機関の予約・手配の変更		1件につき1,000円

### 6. 旅行契約の解除

(1)お客様は、以下の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。ただし、解除のお申し出は、当社の営業日、営業時間内にお受けします。

- a. 手配料金
- b. お客様が既に受けた旅行サービスにかかる旅行費用
- c. お客様がまだ受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他旅行サービス提供機関に払う費用
- d. 旅行サービスの手配の取消にかかわる以下の取消手続料金

<取消手続料金>

お申込み内容		料金(消費税別)
運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る部分の旅行代金の10%
	個人(上記以外の場合)	1件につき10%
未使用乗車船券の精算手配		1件につき1,000円
宿泊手配の取消し		1件につき1,000円

(2)当社は、お客様から所定の旅行代金支払い期日までに旅行代金の支払いがないときは、旅行契約を解除することがあります。

また、当社は、お客様が次の①から③までの何れかに該当した場合は、旅行契約を解除することがあります。

- ①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- ②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
- ③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

この場合、以下の料金を申し受けます。

- a. 手配料金
- b. お客様が既に受けた旅行サービスにかかる旅行費用
- c. お客様がまだ受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他旅行サービス提供機関に払う費用
- d. 旅行サービスの手配の取消にかかわる本項(1)の取消手続料金と同額の違約料

## 7. 団体・グループ手配

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数のお客様(以下「構成員」といいます。)が、その責任ある代表者

(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込まれた旅行契約については、以下により取り扱います。

(1)当社は、契約責任者が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該旅行契約に関する取引等を当該契約責任者との間で行います。

(2)契約責任者は、当社が定める期日までに、構成員の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知し

なければなりません。

(3)当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務について

ては、何らの責任を負うものではありません。

(4)当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があったときは、可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に必要な費用は、構成員に帰属するものとします。

## 8. 添乗サービス

(1)当社は、契約責任者の求めにより添乗サービス料金を申し受けた上で、添乗サービスを提供すること

があります。尚、添乗サービス料金とは別に、添乗員が団体と同行するために必要な交通費、宿泊費等の実費を別途申し受けます。

(2)添乗員のサービスの内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務とし

ます。また、添乗員の業務時間は、原則として8時から20時とします。

<添乗サービス料金>

添乗員1名1日当り	25,000円(消費税別)
-----------	---------------

## 9. 当社の責任

(1)当社は、当社又は当社の手配代行者等の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損

害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったと

きに限り、

(2)当社は、手荷物について生じた前項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日

から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社

に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

(3)次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の事故又は

火災、運送機関の遅延、不通又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、官公署の

命令、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

## 10. お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が被害を被ったときは、お客様はその損害を賠償しなければなりません。

## 11. お客様が出発までに実施する事項

### ①旅券・査証について

渡航先国により、旅券・査証・予防接種証明書等必要な条件が違います。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証・予防接種証明書の取得はお客様の責任で行ってください。

これら渡航手続きにつきまして、当社は別途渡航手続代行料金を申し受けて代行いたします。

### ②保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」(<http://www.forth.go.jp/>)でご確認ください。

### ③海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出力されています。お申込みの際に当社より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、外務省「海外安全ホームページ」(<http://www.pubanzen.mofa.go.jp>)でもご確認ください。

## 12. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払を受けること(以下「通信契約」といいます。)を条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行のお申込を受ける場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。通信約款の旅行条件は、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

a. 通信契約の申込に際しては、会員は「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

b. 通信契約による手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾する旨を電話または郵便で通知する

場合は、その通知を発送した時に成立します。ただし、契約の承諾の通知をインターネット等の電子的方法で発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立します。

c. 通信契約での「カード利用日」は、会員および当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払

または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出後、当社よりお客様へ具体的な金額の通知をした日となります。また、お客様が手配を依頼した運送・宿

泊機関等が満員等の理由で手配不可能となった場合の「カード利用日」は、その旨をお客様に通知した日となります。

d. 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでお支払いできない場合、当社は通信

契約

を解除し、第10項の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する日までに現金により旅行代金のお支払をいただいた場合はこの限りではありません。

## 12. 個人情報の取扱いについて

(1)当社は、旅行お申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社は①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 ②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い ③アンケートのお願い ④特典サービスの提供 ⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2)当社は当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のためにこれを利用させていただくことがあります。当社グループ企業の名称等については、[こちら](#)をご覧ください。

## 13. その他

(1)安心してご旅行いただくため、お客様ご自身で海外旅行傷害保険をかけられることをおすすめします。

(2)この旅行条件は、旅行契約締結年月日の時点において有効な運賃・料金を基準としております。